

日本バス協会事務局より補足

公示運賃が幅運賃から下限運賃のみの公示となることについての通達となります。  
本処理要領は、令和5年8月25日より施行されます。

なお、新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができます。その場合には、運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載する必要があります。

また、今回の改正にともない、適用方法等の文言等が一部改正されております。

その他、交替運転者の配置料金について、「交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。」ということが新たに示されております。